

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び  
解説の改正案」への意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

---

平成 25 年 8 月

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正案」への意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

○ 意見募集期間：平成25年7月9日（火）～平成25年8月7日（水）

○ 提出意見総数： 11件

（1）個人 10件

（2）法人・団体 1 件

法人・団体意見提出者
北陸無線データ通信協議会

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>日頃バッテリーの消耗を防ぐため GPS 機能を OFF にしている人が緊急電話を掛ける際、携帯電話機の種類によっては、画面上に『GPS 機能を ON にしますか?』と出るのですが、緊急時、あわてて通報しているのに、110 番や 119 番に掛けて直ぐに画面を見る余裕のある人は、ごく希であると思われます。緊急電話を掛ける際には、GPS をオフにしている、自動的にオンになるようにガイドラインを変更してください。欲を言えば、電話を切った後は、自動でオフになるようなシステムがあると良いと思います。登山等で行方不明になる方が後を絶ちませんが、登山者には法律で GPS 携帯の所持を義務付けてははいかがでしょうか? ご検討の程、よろしくお願い致します。</p> <p>(個人)</p>	<p>本ガイドライン改正案は、例えば、遭難者の家族からの要請等により、消防等の機関が当該遭難者の所持する移動体端末の位置情報の提供を電気通信事業者に求める場合等について規定するものです。</p> <p>御指摘の点については本ガイドライン改正案が想定している場面とは異なりますが、貴重な御意見として参考にさせていただき、必要に応じて今後の対応を考えてまいります。</p>
	<p>通信事業者が公的機関のなりすましを確認する手法がないと、不正な問い合わせに対しても回答を行う可能性がある点に疑問が残ります。令状等、従来の確認手段は必要と考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>救助機関になりすました要請等、不適正な要請がなされないよう、関係機関と連携の上、電気通信事業者と救助機関との間の運用ルールの策定支援等、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。</p>
	<p>第 26 条 4 項については、事前に本人の同意を得ている場合にのみ、適用させるのが望ましいかとおもいます。</p> <p>本人の同意を得る手段としては施行前に電気通信事業者に協力を仰ぎ、請求書に今回の件の主旨を明記した書類と併せて、同意書を添付し返信させるようにすればいいとおもいます。(同意しない場合にのみ返信するような流れでも良いでしょう) 本人からの事前の同意を得ているのであれば、当該事案において懸念されるトラブルも回避できるでしょうし、実務上で無用な出動も抑えられるはずです。</p> <p>大事なことは、事前に申請を行った「GPS 機能を用いて必要な救助を行うことに同意した者を救うこと」ではないのでしょうか。要救助者のプライバシーに関わることであるため、実際に実務に携わる方達に、要救助者の意思を明確にすることで想定される混乱を防ぎ、迅速な救助を行って頂くためにも必要なことだとおもいます。本人の同意を得ていない場合で、親族などから要救助の要請があった場合には、同意を得ている場合よりも時間はかかるでしょうが、裁判官の判断により情報を得る形で良いとおもいま</p>	<p>御指摘の通り、GPS 位置情報は高いプライバシー性を有することから、原則としてその提供には利用者の同意があることが必要となります。</p> <p>もっとも、特に災害や海上での遭難等により人命に危険が差し迫っており、本人の同意を取得することができない例外的な場面において、人命救助の観点から、電気通信事業者が GPS 位置情報を取得・提供することができないか検討する必要があり、この点について、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」(座長: 長谷部恭男 東京大学大学院法学政治学研究科教授) において</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>す。</p> <p>おそらく電気通信事業者で要救助者の同意の有無に関しては、救助者の名前や電話番号の申告があれば、すぐにでも確認できるようにされるはずです。同意の有無に関しては、電気通信事業者に連絡をすれば、受電者がパソコン画面のはじっこでも見れば済むことになるでしょう。</p> <p>(個人)</p>	<p>検討が行われ、検討結果がとりまとめられました。同とりまとめにおいては、GPS位置情報は高いプライバシー性を有することから、電気通信事業者が事前の同意なく緊急時においてGPS位置情報を取得することが許容される要件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 救助を要する者（以下「要救助者」という。）の生命又は身体に対する重大な危険が切迫していること かつ</li> <li>② 要救助者の早期発見のためにその者に係るGPS位置情報を取得することが不可欠である認められること</li> </ol> <p>を要件とする（以下「本要件」といいます。）ことが適切であるとされました。本ガイドライン改正案は、このとりまとめを踏まえた内容となっているところです。</p> <p>また、一方で、要救助者のプライバシーへの配慮は重要であり、同とりまとめにおいても、「救助機関においては、GPS位置情報を用いて要救助者を発見した場合には、要救助者本人の意思を尊重し、発見の日時、場所、状況等を要救助者の家族等救助を求めた者に伝えるかどうかについて確認する等、要救助者のプライバシーに十分配慮した慎重な対応を図ることが必要」、「（電気通信事業者において、）利用者自身を救助するために、本要件が満たされている場合には、GPS位置情報を</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		<p>取得する場合がある旨、プライバシーポリシーへの記載を始め利用者にわかりやすい方法により、周知を図ることが推奨される」等とされており、救助機関や電気通信事業者において適切な運用がされるよう、今後の運用を見つ必要に応じて検討してまいり所存です。</p>
	<p>この文面では、反対です。</p> <p>問題点1. 緊急だと判断するのは電波事業者なのでしょうか？ 電話会社が、警察等から依頼があった場合、緊急ではなかったとしても、断れるとは思えません。</p> <p>問題点2. 要請するのは誰でしょうか？ 警察署長？ 現場の警察官？ 令状が必要ないのならば、それに代わる責任者を明確にする必要があります。</p> <p>問題点3. 適切ではない使用が行われた場合、責任はどこにあるのでしょうか？ 要請した官庁ですか？ 要請した職員ですか？ 電話会社ですか？ 責任の所在が指定されていません。当然、罰則規定も必要です。 警察や官庁は、国民に信用されていません。</p> <p>生命を守るために、法文を書き加えること自体は反対しませんが、曖昧な法律が、世間を混乱させ、権力の横暴を招いているを肝に据えて、まともな法律を作って欲しいものです。</p> <p>以上</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>本ガイドライン改正案は、前記「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」のとりまとめを踏まえて行っているところです。同とりまとめにおいては、GPS位置情報は高いプライバシー性を有することから、厳格な要件の下でのみ、電気通信事業者が緊急時にGPS位置情報を取得できるものとし、緊急避難の要件を類推した本要件が満たされていることが必要であるとの考え方が示されております。さらに、本要件に該当するか否かについては、そのような状況下にある者の捜索・救助活動を行うことについて、権限や知見、責任を有する、警察、海上保安庁、消防等の救助機関による、要救助者の家族等の関係者からの申告等から認められる客観的な事実に基づく専門的判断を経ることが不可欠であることから、これらの機関からの要請があった場合に限定することが適切であるとした上で、救助機関からの要請に基づくものであるとしても、救助機関からGPS位置情報の取得・提供要請を受けた電気通信事業者</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		<p>において適切な対応が図られるためには、当該要請に際し、①上記の客観的な事実に基づき救助機関において本要件が備わっている旨判断したことのみならず、②その判断の相当性を担保するに足りる理由が提供されることが必要であると考えられるとされており、GPS位置情報が高いプライバシー性を有することを踏まえた慎重な考え方が示されているところです。</p> <p>また、同とりまとめにおいては、GPS位置情報は、人命救助の場面において一定の有効性を持つと考えられる一方で、不正利用や誤って取り扱われた場合には、事後的な回復が困難な被害が生じ得ることを考慮すれば、今後問題が発生した際には、その取扱いについてあらためて検証し、必要な対応を図るべきことも予め考慮しておくべきであるとされているところです。</p> <p>緊急時におけるGPS位置情報の取得・提供に際して、今後救助機関と通信事業者の双方において適切な運用が図られるよう、運用ルールの策定等必要な対応を講じてまいりたいと考えております。</p>
	<p>災害だけでなく、犯罪被害による人命救助（誘拐等）に使用する事で且つ、意思決定の体系がしっかりしていればGPS使用による逆探は問題無いです。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>本ガイドライン改正案は、災害等の遭難者の他、誘拐等の被害者を救助する場合も想定しているところです。</p> <p>なお、誘拐等の際の逆探知についてはガイドラ</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		<p>イン第 25 条第 3 項により、すでに整理されています。</p>
	<p>緊急時の本人承諾なしの GPS 位置情報開示に強く反対します。</p> <p>特に、成人の場合の失踪等のケースに GPS 位置情報を開示してしまうと、虚偽の搜索願等により本人のプライバシー情報を暴いてしまう可能性が大いにあります。また、DV 等で逃げている人などの所在地を虚偽の搜索願や拉致情報により調べられる可能性が十分に考えられます。企業などの組織が本人の懲戒を目的に虚偽の届けによって所在地を突き止めて解雇や損害賠償等の根拠に使われる可能性もあります。</p> <p>成人の場合の位置情報開示は携帯電話登録時に選択性で緊急時の位置情報開示に承諾するかしないかを選択しておき、承諾しているもののみ裁判所命令がなくても開示できる制度に現行の制度を一部改定するだけでよいと思われます。その際に、未成年はそのような選択なしに、緊急時には保護者の承諾により位置情報を開示されることがありますと、携帯電話の契約や更新時に明示されるようにすれば十分だと思います。</p> <p>成人の位置情報の裁判所命令のない開示はたとえ身代金要求の誘拐などの極端なケースにおいても正当化は決してされません。なぜなら誘拐などの凶悪な事件の際には、身元の足がついてしまう携帯電話等は真っ先に取り上げて捨ててしまうか、電源を切ってつかえないようにしてしまうことは必定だからです。ですから、緊急時といっても、位置情報を得るのは、本人の意思に反した結果にしかならないと思われる。</p> <p>韓国のドラマや映画を見ると、日本よりも進んでいるようで、警察はその都度携帯電話で位置を確認できるようになっているようです。また刑事ものの映画などではその情報を不正に使って事件の情報をえようとする刑事の話がよく出てきます。韓国で GPS 位置情報の開示がどのように行われているのか、そして不正な（または捜査において自由な）位置取得がどのように行われていてどういう問題があるか</p>	<p>GPS 位置情報は高いプライバシー性を有することから、原則としてその提供には利用者の同意があることが必要となります。</p> <p>もっとも、特に災害や海上での遭難等により人命に危険が差し迫っており、本人の同意を取得することができない例外的な場面において、人命救助の観点から、電気通信事業者が GPS 位置情報を取得・提供することができないか検討する必要があり、この点について、上記の通り、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において検討が行われ、検討結果がとりまとめられました。</p> <p>本ガイドライン改正案は、同とりまとめを踏まえて行っているところです。同とりまとめにおいては、GPS 位置情報は高いプライバシー性を有するものであり、配偶者に対して暴力に及んでいる者が、暴力を受けている被害者の所在を把握するために虚偽の申告をし、その GPS 位置情報が取得・提供されてしまう場合等の不正利用のおそれも懸念されることから、</p> <p>① 要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫していること かつ</p> <p>② 要救助者の早期発見のためにその者に係る G</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>を調べてその上で再検討をお願いしたいと思います。</p> <p>繰り返しますが、成人の位置情報取得は問題しかありません。凶悪犯罪の時でも事実上使えない情報であるため、むしろ凶悪犯罪や失踪の時には裁判所命令なしに開示すべきではないです。捜査や捜索に役立つのは虚偽や結果的に虚偽になってしまう事案のみだと断言できます。</p> <p>加えて、私は大規模災害時にも位置情報は絶対に開示すべきでないと考えます。災害時の位置データは未加工の場合、氏名等も含まれていて、それを研究者が見るとどうしても使ったり外部に漏らしたりする傾向があると思われます。なぜならば、研究者特に大学の教授などは職務上知りえた情報をもらしても逮捕も譴責も受けないというのは、奨学金の申請時に提出をする親の所得や勤務先のデータを外部のマスコミや他の研究者に無断で漏らしているのは昔からの公然の事実です。その上、一般人の位置情報（たとえば、芸能人や財界政界の有名人の位置データを名前を検索すれば利用できる）を事実上逮捕も譴責もされない研究者に限って、それをマスコミに漏らすという構図はたいへんまずいことです。</p> <p>緊急時においても、裁判所命令が必要で、例外は未成年の捜索等だけに限るのがまっとうな考え方だと思います。研究者の誘惑とその圧力に屈せず、裁判所命令が必須である点を堅持していただきたく強く思います。たとえマスコミ報道のようになるにしても、一度韓国の捜査機関に実際に出向いて現状の調査をお願いしたい。その上で再検討を願います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>PS位置情報を取得することが不可欠である認められること</p> <p>という要件の下でのみ、電気通信事業者が緊急時にGPS位置情報を取得できるものとし、緊急避難の要件を類推した本要件が満たされていることが必要であるとの考え方が示されております。</p> <p>また、同とりまとめでは、救助機関においては、GPS位置情報を用いて要救助者を発見した場合には、要救助者本人の意思を尊重し、発見の日時、場所、状況等を要救助者の家族等救助を求めた者に伝えるかどうかについて確認する等、要救助者のプライバシーに十分配慮した慎重な対応を図ることが必要であるともされており、GPS位置情報が高いプライバシー性を有することを踏まえた慎重な考え方が示されているところです。</p> <p>御指摘の点については貴重な御意見として参考にさせていただき、適正な運用が図られるよう、関係省庁と連携の上、電気通信事業者と救助機関との間の運用ルールの策定支援等、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>諸外国におけるGPS位置情報の取り扱いの調査の必要性に関する御指摘については、貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。</p>
	<p>今回のガイドライン改正に反対します。</p>	<p>GPS位置情報は高いプライバシー性を有することから、原則としてその提供には利用者の同意</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>理由は、</p> <p>「その者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫」「取得することが不可欠であると認められる場合」となっているが、要件が厳しすぎる。少なくとも前段では「重大な」を削除すべき。また、「生命身体」だけでなく「財産の侵害」も対象とすべき。後段は「不可欠」ではなく、最低でも「必要と認められる」、あるいは「資すると認められる」とすべき。</p> <p>総務省はすぐに「通信の秘密」を盾に事業者を縛ろうとするが、GPS位置情報程度の情報の非開示で守られるかもしれない抽象的な「通信の秘密」と、個別具体の人や財産が危険にあおうとしているのに、情報資源を使わない、あるいは使いにくくなっていることで失うものは、圧倒的に後者の方が価値が高いと考える。</p> <p>もちろん、要件を緩めることで事業者や捜査機関の「暴走」といった懸念もなくはないが、そうした性悪説を前提にするのなら、交通事故を引き起こしている自動車も即時全車運行停止すべきである、というのと同じになってしまう。例外を認めれば拡大されるから、絶対に位置情報は外部に提供しない、のように。そんなのありえないでしょう？</p> <p>そもそも役所が「ガイドライン」という法令ではない行政指導のようなもので事業者を縛り、捜査機関に足枷をはめるべきではない。ガイドラインを存続させる必要があるならば、上記の通りの緩やかな基準として、国民の生命身体財産の安全確保に資するようすべきである。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>があることが必要となります。</p> <p>もっとも、特に災害や海上での遭難等により人命に危険が差し迫っており、本人の同意を取得することができない例外的な場面において、人命救助の観点から、電気通信事業者がGPS位置情報を取得・提供することができないか検討する必要があり、この点について、上記の通り、「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において検討が行われ、検討結果がとりまとめられました。</p> <p>本ガイドライン改正案は、同とりまとめを踏まえて行っているところです。同とりまとめにおいては、GPS位置情報は、プライバシーの問題として扱うべき情報であるが、基地局に係る位置情報にくらべ、より詳細に所在地を示す情報であるところ、その場所に所在することそれ自体によって、個人の趣味嗜好、さらには思想信条まで容易に推測できる場合がある等、高いプライバシー性を有することから、</p> <p>① 要救助者の生命又は身体に対する重大な危険が切迫していること かつ</p> <p>② 要救助者の早期発見のためにその者に係るGPS位置情報を取得することが不可欠である認められること</p> <p>という要件の下でのみ、電気通信事業者が緊急時</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
		にGPS位置情報を取得できるものとし、緊急避難の要件を類推した本要件が満たされていることが必要であるとの考え方が示されております。
	<p>電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの一部改正案及びガイドラインの解説の一部改正案に関する意見を申し述べます。</p> <p>高いプライバシー性を有する個人の位置情報については、個人の生命・身体に対する切迫した危険が発生している状況で、プライバシーを犠牲にしてこれらの法益を優先させることについては問題はなく、「ガイドラインの解説」に述べられているように、緊急避難の法理で十分に説明可能かと思えます。</p> <p>しかし、そのようなアプリをスマホの購入時に強制的にインストールすることについては、緊急避難の法理では「現在の危難」が前提になるので、緊急避難の法理では説明できないことになるのではないかと思います。すなわち、緊急避難というのは、あくまでも緊急状態（法益侵害が切迫した状態）を前提に認められる例外ですから、事前に将来の不確実な危難を想定して一般的にかつ例外なくすべてのスマホ購入者の法益（プライバシー権）を予め侵害しておくことは考えられないからです。この場合は、そのようなアプリをインストールすることについての、ユーザーに対する事前の十分な説明とその同意が必要ではないかと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>緊急時の位置情報の取得に際して、実際に利用者のプライバシーの制約が起こりうるのは、GPS位置情報を取得する時点であると考えられますが、これについては、前記「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」のとりまとめにおいて、問題がないと考えられる場合を整理しています。</p> <p>なお、そのために必要なアプリをスマートフォンの購入時に強制的にインストールすることについては、同とりまとめにおいて記述されているところではありませんが、利用者周知の重要性については、御指摘のとおりですので、御意見を踏まえて、電気通信事業者による積極的な利用者周知が図られるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
P3	<p>GPS 情報に絞られて記述されているが、無線 LAN アクセスポイントと GPS 情報を括り付けて「位置情報」を提供するサービスが米国系のオペレーティングシステム (OS) では基本的に ON になっているとされている。</p> <p>SSID (Service Set ID) は通信の秘密が適用される標識であり、無線 LAN アクセスポイントを用いた「位置情報サービス」は日本国内では屋外については NO であると理解している。</p>	<p>本ガイドライン改正案は、前記「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」のとりまとめを踏まえて行っているところです。同とりまとめでは、無線 LAN アクセスポイントについては触れられておりませんが、御指摘の点については</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>「無線 LAN アクセスポイント」を利用した位置情報に関して、GPS と親和的で簡単に括り付けられ、GPS の代用として用いられる場面も想定できる。しかもそのデータは米国企業のサーバーに日本国内のスマートフォンの位置情報そして無線 LAN のビーコン情報が自動的に送信され蓄積されている。今回のガイドラインに於いては GPS と無線 LAN 位置情報について深く掘り下げる議論が無い。現場レベルに於いて、GPS からではなく無線 LAN からの位置情報のみ取得できる場面が容易に想定できる。スマートフォンによる位置情報について無線 LAN 位置情報の適用範囲を至急整備する必要があると意見し、消費者行政課として無線 LAN 位置情報についてその適応範囲を示す必要がある。この場合、位置情報が「海外企業と海外サーバーに大量に蓄積されている」という現実があり、人命救助に使う場合も想定して海外企業に対して外套政府と連携し対応する必要がある。</p> <p>(団体)</p>	<p>貴重な御意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>P8 むすび</p>	<p>賛同致します。</p> <p>懸念事項として、位置情報の利用について誰がどの様に啓発するのか疑問と困惑しか起こりません。不正な利用は後を絶つことは無い以上、ガイドラインで縛るのではなく、罰則付きの法制化が必要になると考えています。</p> <p>つまり、今後は事例と訴訟を数多く踏まなければならないと考えます。運用の困難を乗り越えるレベルの高い見識・教育が必要です。</p> <p>(団体)</p>	<p>本ガイドライン改正案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>御指摘の点については貴重な御意見として参考にさせていただきます、適正な運用が図られるよう、関係省庁と連携の上、電気通信事業者と救助機関との間の運用ルールの策定支援等、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。</p>
	<p>電気通信事業者が GPS 位置情報を取得する手段として移動体端末のアプリケーションプログラム（以下、アプリと言う。）を用いる場合は、当該アプリが「救助及び捜索の目的で電気通信事業者が GPS 位置情報を取得する」という機能を有するものである旨、当該アプリの利用者に事前に（当該アプリを利用者がインストールする又は利用開始するまでに）説明されていなければならない。</p> <p>このことについて、「人命救助等における GPS 位置情報の取扱いに関するとりまとめ」（以下、とりまとめと言う。）は、「例えば、利用者自身を救助するために、本要件が満たされている場合には、GPS 位置情</p>	<p>法務省作成の「いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪について」（平成 23 年 7 月）によれば、いわゆるコンピューターウイルスに関する罪（刑法第 168 条の 2 等）については、プログラムによる指令が「不正な」ものに当たるか否かは、その機能を踏まえ、社会的に許容し得るものであるか否かという観点から判断することとされていま</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>報を取得する場合がある旨、プライバシーポリシーへの記載を始め利用者にわかりやすい方法により、周知を図ることが推奨される。」としているが、推奨して済まされるものではなく、必須の要件とするべきものである。</p> <p>とりまとめは、この推奨の理由を「プライバシーに対するより一層の配慮を図るために」としているが、当該記載及び周知が必要となる理由は、単にプライバシーへの配慮としてだけでなく、刑法第168条の2及び第168条の3の不正指令電磁的記録に関する罪に抵触しないためでもある。</p> <p>当該アプリが、「人が電子計算機を使用するに際してその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」（刑法第168条の2第1項第1号）ものとならないために、当該アプリが「救助及び搜索の目的で電気通信事業者がGPS位置情報を取得する」機能を有するものであることが、「一般に認識すべきと考えられるところを基準として」（法務省「いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪について」（平成23年7月）より）、当該アプリが利用者の移動体端末にインストールされる時点において、利用者が認識できるものとなっていなければならない。</p> <p>とりまとめは、不正指令電磁的記録に関する罪との関係について検討しておらず、今回のガイドラインの改正は、検討段階において不備がある。とりまとめは、違法性阻却事由として緊急避難について触れているが、不正指令電磁的記録に関する罪は、アプリを人の電子計算機における実行の用に供した時点で罪を構成し得るものであることから、電気通信事業者が当該アプリを頒布する時点で緊急避難等の違法性阻却事由があると認められるか否かを検討しなければならない。</p> <p>以上から、ガイドライン第26条第4項は、「場合に限り」とする要件に、「GPS位置情報を取得する手段として移動体端末のアプリを用いる場合は、当該アプリが「救助及び搜索の目的で電気通信事業者がGPS位置情報を取得する」という機能を有するものである旨が当該アプリの利用者に事前に周知されている場合に限り」との条件が加えるべきである。</p>	<p>す。災害時や海難事故等における遭難者の人命救助等のために、電気通信事業者がGPS位置情報を取得する際に使用されるアプリは、「不正な」ものには当たらないと考えておりますが、利用者周知の重要性については、御指摘のとおりですので、御意見を踏まえて、電気通信事業者による積極的な利用者周知が図られるよう努めてまいりたいと考えております。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
	<p>以上</p> <p>(個人)</p>	
<p><b>第二章   個人情報の取扱いに関する共通原則</b> (取得の制限) 第 4 条 関連： (保存期間) 第 10 条</p>	<p>「必要な場合に限り」といった、各電気通信事業者の任意になるような表現はやめ、2同様、明確に規定をしていただきたいです。現状、詳細な個人情報を入力せずとも、1ユーザーが複数のメールアドレスやブログID等を簡単に取得できてしまうため、誹謗中傷被害や詐欺被害が増加しているのではないのでしょうか？取得内容の制限よりも、むしろ、取得した個人情報の具体的な保持期間制限を設け、長期間、使用や更新が認められない、明らかに公序良俗に反した悪意・悪用が見て取れる、いたずらに個人の自由や権利・利益を侵害し続けるような、ネガティブなサイト等を被害者等の通報、各電気通信事業者の判断で処分・削除等ができるようにしていただきたいです。</p> <p>(個人)</p>	<p>今回の意見募集の対象となっているのは、電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン第 26 条第 4 項に係る部分です。本件意見募集とは直接関係のないものでありますが、御意見として承ります。</p>
<p><b>第二章   個人情報の取扱いに関する共通原則</b> (適正な取得) 第 7 条 関連： (正確性の確保) 第 9 条</p>	<p>悪用目的で「偽りその他不正な手段による」個人情報を登録するユーザーがいることも鑑み、〈正確な個人情報の提供を促すよう、努めること〉といったような規定を加え、「個人情報を正確かつ最新の内容」に保てない場合の規定も加えていただきたいです。</p> <p>(個人)</p>	<p>今回の意見募集の対象となっているのは、電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン第 26 条第 4 項に係る部分です。本件意見募集とは直接関係のないものでありますが、御意見として承ります。</p>
<p><b>第二章   個人情報の取扱いに関する共通原則</b> (第三者提供の制限) 第 15 条</p>	<p>現状、誹謗中傷被害者が二・三の示す状況にあり、正当な手続きを踏んだとしても、加害者の個人情報は電気通信事業者によって守られ、開示されるケースはごく少数です。加害者に開示の同意を求めても、「NO」という回答しか返ってこないことは明らかではないのでしょうか？ネットで心無い言葉を浴びせられ、執拗につきまとわれ、事実ではないことをさも事実であったかのように書かれて、精神的に追い込まれる方は少なくありません。この部分は電気通信事業者が被害者の立場に立った対応がしやすいよ</p>	<p>今回の意見募集の対象となっているのは、電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン第 26 条第 4 項に係る部分です。本件意見募集とは直接関係のないものでありますが、御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方
<b>関連：</b> （個人情報の開示及び訂正等）第 17 条	う、強調していただきたいです。  （個人）	
<b>第三章   各種情報の取扱い</b> （不払い者等情報） 第 27 条	「不払い者等」の「等」が不明確ではないでしょうか？不払い者はもちろんですが、各電気通信事業者の定めた規約を無視した不正利用者、誹謗中傷等の迷惑行為目的でサービスを悪用する利用者等も対象とし、各電気通信事業者間で情報を共有、これら電気通信事業者の信用や利益を著しく侵害した利用者は各電気通信事業者が提供するサービスを特定期間、受けられなくなるような罰則を設けていただきたいです。  （個人）	今回の意見募集の対象となっているのは、電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン第 26 条第 4 項に係る部分です。本件意見募集とは直接関係のないものでありますが、御意見として承ります。